

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
各地方機関の長

警察庁丙捜一発第14号  
平成31年3月29日  
警察庁刑事局長

検視官等の体制整備及び適正な死体取扱業務の推進について（通達）

これまで、検視官等の体制整備及び適正な死体取扱業務の推進については、「的確な検視・死体見分を行うための体制整備について」（平成22年8月26日付け警察庁丙捜一発第150号ほか）、「適正な死体取扱業務の推進について」（平成25年3月8日付け警察庁丙捜一発第2号）及び「検視官の任務等について」（平成25年3月8日付け警察庁丙捜一発第3号）に基づき実施されているところであるが、引き続き、下記のとおり実施していくこととしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、上記の各通達は廃止する。

## 記

### 1 検視官等の設置

#### (1) 検視官

的確な検視・死体調査を実施するため、警視庁及び道府県警察本部の刑事部にそれぞれ複数の検視官を置くこととする。また、北海道警察の各方面本部捜査課にもそれぞれ検視官を置くこととする。

#### (2) 補助者

検視官の業務の効率性を高めるとともに、その計画的な育成を図る観点から、検視官の下に、その業務を補助する者（以下「補助者」という。）を置くこととする。

### 2 検視官の任用

#### (1) 任用資格

##### ア 階級

検視官には、警視の階級にある警察官を充てるものとする。ただし、必要な体制の確保その他やむを得ない事由がある場合には、検視官の一部に警部の階級にある警察官を充てることができるものとする。

##### イ 捜査経験等

検視官は、警察大学校における法医専門研究科を修了した警察官で、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者から任用するものとする。ただし、必要な体制の確保その他やむを得ない事由がある場合は(ア)又は(イ)に掲げた捜査経験を充足しない者を検視官に任用することができるものとする。

(ア) 刑事部門における10年以上（警部の階級にある警察官にあつては8年以上）の捜査経験（検視・死体調査及び鑑識を含む。）を有する者のうち、検視・死体調査に係る法令・実務等に精通したもの。

(イ) 警部補以上の階級における強行犯捜査、検視・死体調査又は鑑識（これらの業務を統括する警察署刑事課長等を含む。）に関する4年以上の経験を有するもの。

#### (2) 検視官としての資質等の判断

検視官の任用に当たっては、上記(1)イに記載した捜査経験を形式的に充足しているのみならず、検視・死体調査に対する意欲、過去に従事した業務の内容・実績、仕事への取組姿勢、本人の性格等を十分に勘案した上で、死体・現場の観察力、捜査能力、厳しい勤務環境に耐えうる体力・精神力を有すると認められる者について、将来、各都道府県警察の捜査第一課長等の中核幹部への登用も見据えつつ任用すること。また、検視官の責務の重要性、専門性等に鑑み、検視官には、相当の期間継続してその任に当たることのできる者を任用すること。

なお、上記(1)イに記載した「強行犯捜査、検視・死体調査又は鑑識」に関する経験とは、これらの業務に専従した経験を示すものであり、警察本部、警察署のいずれの経験も含むが、庶務、企画、統計等の管理的業務は、原則として、含まない趣旨である。また、「警察署刑事課長等」とは、刑事課長のほか、刑事官、刑事第一課長、生活安全刑事課長、刑事課長代理等名称のいかんを問わず、警察署において、強行犯捜査、検視・死体調査又は鑑識に関する業務を統括管理する職を示すものである。

### (3) 任用の例外

#### ア 警部の階級にある者の任用

警部の階級にある警察官を検視官に任用する場合には、当該者が捜査経験等の任用資格を充足し、上記(2)の資質を有すると認められるのみならず、他に警視の階級にある検視官が配置されていること、警察署等に対する指導力が期待できること等を十分に勘案すること。また、警部の階級にある警察官を検視官に任用した場合には、それぞれの都道府県警察の実情に応じ、当該者を警視昇任後においても再び検視官として任用するなど、検視官の専門性等を踏まえた人事配置にも留意すること。

#### イ 捜査経験を充足しない者の任用

上記(1)イに記載した捜査経験を充足していない者を検視官に任用しようとする場合には、あらかじめ任用の適否について警察庁刑事局捜査第一課と協議すること。

### (4) 法医専門研究科への入校時期

検視官は、警察大学校における法医専門研究科終了後に任用することが原則であるが、任用対象者が現に担当している業務の都合等により長期入校が困難と認められる場合等やむを得ない場合には、任用後、早期に法医専門研究科に入校させることとしても差し支えないものとする。

## 3 検視官の任務

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条第2項の規定に基づく検視及びその指導
- (2) 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「法」という。）第4条第2項の規定に基づく死体調査及びその指導
- (3) 法第5条第1項の規定に基づく検査（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令（平成25年政令第49号。以下「令」という。）第2条に掲げる検査に限る。）及びその指導
- (4) 刑事訴訟法第218条第1項の規定に基づき死体に対して行う検証及びその指導
- (5) 刑事訴訟法第225条第1項の規定に基づき鑑定人が行う死体の解剖及び法第6条第1項の規定に基づき医師が行う死体の解剖の実施の要否についての指導及びこれらの解剖への立会い

- (6) 「臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体の取扱い等について」（平成22年7月9日付け警察庁丙刑企発第69号ほか）に規定する脳死した者の身体に対する検視等に関すること。
- (7) 法第8条第1項の規定に基づく身元を明らかにするための措置及びその指導
- (8) 検視・死体調査等死体取扱業務に関する教養の計画及び実施に関すること。
- (9) 死体の取扱いについて専門的知見を有する法医学者等の部外関係者との連絡調整に関すること。
- (10) 上記に掲げるもののほか、警察署長等が行う犯罪性の判断に資する検討・助言、周辺捜査に関する指導等、検視・死体調査に関し、検視官が行うことが適当と認められること。

#### 4 体制整備上の留意事項

##### (1) 体制の強化

適正な死体取扱業務を推進するため、有能な人材や十分な体制の確保、人員の再配置や任期の延長等により検視官の増強を図るとともに、それに応じた補助者の配置等死体取扱業務に係る体制の強化に努めること。

##### (2) 計画的な人材育成

警察署等の若手捜査員を積極的に検視・死体調査に従事させ、これらの中から意欲・適性を有する者を選定の上、補助者として任用するなど、将来における検視官への登用を見据え、組織的かつ計画的な人材の育成に努めること。

##### (3) 教養の充実

検視・死体調査に第一次的に携わる警察署の捜査員に対し、関係法令・実務や装備資機材の活用方法等に関するマニュアル、検視・死体調査に際して実施すべき事項のチェックリスト等を作成・配布することなどにより、基礎知識の習得の徹底を図ること。また、専科教養、法医学者と連携した研修会、巡回教養、解剖実習等の教養を充実させ、警察署の捜査員の検視・死体調査能力の向上を図ること。

なお、検視・死体調査の初動段階で検視官との連携を取るとともに、必要に応じて自ら検視・死体調査を遂行することとなる警察署の強行犯捜査担当係長には、各都道府県警察において実施する検視等研修の修了者若しくは履修予定者又は補助者としての経験を有する者を充てること。

##### (4) 積極的な賞揚の実施

検視・死体調査に関する士気高揚を図るため、偽装死の発見等個別事案への賞揚はもとより、検視・死体調査に長期間専従し、又は真摯に取り組んだ職員に対する賞揚を積極的に実施すること。

##### (5) 処遇の改善等

各都道府県警察においては、感染症の危険性や夜間・休日における対応等、勤務条件が極めて厳しく、犯罪性の有無に関する意見が求められるなど重い責任も課されている検視官の業務の特殊性等に鑑み、装備資機材の充実、各種手当の確実な予算化等、その勤務環境の更なる整備に努めるとともに、離任後の人事配置等についても、職員的能力、実績等に応じ適切に取り扱われるよう十分配慮すること。

##### (6) 法医学の知見を有する検案医の確保

犯罪死の見逃しを防止するためには、法医学的知見に基づく検案及び検案医による適切な助言がなされることが望ましいことから、可能な限り法医学の知見を有する者

を検査医として確保し、これに検視・死体調査の立会い及び意見を求めるよう努めること。

## 5 適正な死体取扱業務の推進

### (1) 検視官制度の的確な運用

#### ア 検視官等に対する報告

死体の取扱いに当たっては、法第4条第1項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出を受けた時点で、全ての死体について検視官（やむを得ないときは、その他の警察本部の適切な職員）に速報するとともに、適宜追加の報告を行い、その指示を受けること。

#### イ 検視官の死体取扱現場への積極的臨場

警察署から報告を受けた検視官は、積極的に現場臨場し、必要な指導・助言を行うこと。

検視官の体制等に鑑み、明らかに犯罪性が認められる死体以外の死体について現場臨場が困難な場合もあるが、こうした場合においても、警察署長等が行う犯罪性の見極めの判断に資するよう、焼死、溺死、自殺又は中毒死等の外因死の疑いがある死体、死因不詳の死体、病死の疑いのある死体のうち独居者、若年者、既往症がない者、屋外で発見された者の死体等については全件臨場するよう努めること。

#### ウ 検視官が現場臨場することができない場合の措置

検視官は、自らが死体取扱現場に臨場することができない場合であっても、死体取扱現場からの報告を確実に求め、的確な検視・死体調査の遂行のために必要な指導・助言を行うこと。また、死体取扱現場から報告を受けるに当たっては、検視支援装置を活用するなどして死体及び周辺の状況を映像等で即時に確認すること。

### (2) 基本捜査等の徹底

死体の取扱いに当たっては、犯罪捜査の手續が行われる死体か否かにかかわらず、綿密な現場観察及び死体観察、関係者からの事情聴取、周辺捜査、裏付け捜査等の基本捜査・調査を徹底すること。また、検視官は、これらの捜査・調査が確実に実施されるよう、必要な指導・助言等を積極的に行うこと。

### (3) 各種検査の積極的な実施

死体の外表からの観察のみでは死因が明らかにならない場合には、法第5条第1項に基づく検査を積極的に実施すること。また、検査を実施する場合において、令第1条各号に掲げるどの検査を実施するべきかは、立会医師の意見を踏まえつつ、警察において判断する必要があることから、その判断に際して、検視官は必要な指導・助言等を積極的に行うこと。

### (4) 必要な解剖の確実な実施

死体の状況、現場の状況、関係者の供述、検査の結果、立会医師の意見等を慎重に検討し、犯罪性に多少なりとも疑義が残る場合には、司法解剖を実施すること。また、司法解剖に至らない場合であっても、死因が明らかにならず、被害の拡大及び再発の防止等の措置を講ずる必要があるか否か判断することができないときは、法第6条第1項に基づく解剖の実施を積極的に検討すること。

### (5) 関係者との連携強化

死因又は身元の特定等を的確に実施するためには、医師、歯科医師等部外関係者の協力が不可欠であることから、定期的な会合の開催、合同研修会の実施等により、警

察と関係者間の連携強化を図ること。

(6) 適切な遺族対応

遺族から死者の生前の生活状況等を聴取する場合、遺族に対して解剖の必要性や死因等についての説明を行う場合等、遺族に接するに当たっては、軽率な言動を厳に慎み、その心情に十分配慮して対応すること。このうち、解剖の必要性や死因等の説明に当たっては、遺族の理解が得られるよう丁寧な説明に心掛けるとともに、犯罪捜査の手術が行われる場合であっても、犯罪捜査又は公判に支障を及ぼさない範囲内において、必要な説明を行うこと。